

# 光市記者発表資料

令和4年4月22日

件名

税務調査により指摘を受けた源泉所得税について

内容

下関税務署の特別調査官部門（源泉所得税）により、平成29年2月分から令和3年7月分の支出を対象とした税務調査が昨年9月から本年1月にかけて行われました。

本税務調査により指摘を受けた源泉所得税の取扱い及び対応等について、別紙のとおり、お知らせします。

問合せ

総務部総務課人事係 担当 坪井 亮・中村 優太 TEL:0833-72-1402

## 税務調査により指摘を受けた源泉所得税について

下関税務署の特別調査官部門（源泉所得税）により、平成29年2月分から令和3年7月分の支出を対象とした税務調査が昨年9月から本年1月にかけて行われ、下記のとおり指摘がありました。

これを受け、追加納付が必要となった税額のうち、3,831,065円については、対象者の方から既に納付をいただいています。残りの1,860,361円、不納付加算税475,000円及び延滞税134,600円（予定）については、市から納付いたします。

### 1 税務調査における指摘事項

指摘事項	項目	対象人数	追加納付額	未納額
給与所得の性質をもつと新たに判断されたもの	高齢者就労事業等	81人	5,174,830円	1,860,361円
適用する税額表が誤っていると指摘されたもの	国勢調査等調査員報酬	205人	379,505円	0円
源泉徴収がなされていないと指摘されたもの	投票立会人報酬等	65人	10,285円	0円
源泉徴収税額の計算が誤っていたもの	消防団員報酬等	9人	45,406円	0円
扶養控除の是正	職員給与	2人	81,400円	0円

### 2 未納分の対応について

現時点で未納額の1,860,361円については、引き続き、対象者の方に誠意をもって対応し、納付をお願いしてまいります。

### 3 再発防止

今回の指摘を受け、再発を防止するため、職員に源泉徴収に対する考え方等について周知徹底を図りました。今後も継続的に周知を行い、源泉徴収事務の適正執行を徹底してまいります。

この度、関係した市民の方々にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。